

文京区防災アドバイザー派遣要綱

2023文総防第230号令和5年6月30日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、区の区域内の自主防災組織その他の防災に関する組織が、防災訓練、防災に関する研修その他の防災対策に関する事業（以下「防災訓練等」という。）を実施するに当たり、企画提案や運営の支援が必要な場合において、防災に関する専門知識を有するアドバイザー（以下「防災アドバイザー」という。）を派遣することにより、地域における防災活動の活性化を図ることを目的とする。

(派遣の対象者)

第2条 防災アドバイザーの派遣を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 文京区防災対策条例（平成18年3月文京区条例第13号）第2条第5号に規定する区民防災組織
- (2) 文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱（56文建管発第292号）第2条第1項第2号の表の左欄に掲げる用途地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模の建築物のうち、共同住宅その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅を管理する団体
- (3) 前2号に掲げる団体のほか、区長が防災アドバイザーを派遣することが適当と認める団体

(派遣の申請)

第3条 防災アドバイザーの派遣を希望する者（以下「申請者」という。）は、派遣を希望する日の1月前までに、文京区防災アドバイザー派遣申請書（別記様式第1号。以下「派遣申請書」という。）により区長へ申請するものとする。

(派遣の承認)

第4条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、派遣することを決定したときは文京区防災アドバイザー派遣承認通知書（別記様式第2号）により、派遣しないことを決定したときは文京区防災アドバイザー派遣不承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(派遣の実施)

第5条 区長は、防災アドバイザーの派遣を委託により実施するものとする。

2 区長は、前条の規定により派遣の承認（以下「派遣承認」という。）をしたときは、前項の規定により委託を受けた事業者に対し、防災アドバイザーの派遣を依頼するものとする。

(変更の承認)

第6条 派遣承認を受けた者（以下「派遣決定者」という。）は、派遣申請書に記載した内容を変更しようとするときは、速やかに、文京区防災アドバイザー派遣内容変更申請書（別記様式第4号）により、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは文京区防災アドバイザー派遣内容変更承認通知書（別記様式第5号）により、承認することが不適當であると認めるときは文京区防災アドバイザー派遣内容変更不承認通知書（別記様式第6号）により、派遣決定者に通知するものとする。

(派遣の取りやめ)

第7条 派遣決定者は、事情により防災アドバイザーの派遣を取りやめるときは、速やかに、文京区防災アドバイザー派遣取りやめ届（別記様式第7号）により、区長に届け出なければならない。

(事情変更による承認の変更)

第8条 区長は、派遣承認後、事情変更により防災アドバイザーから防災訓練等の日程その他派遣承認の内容に係る変更の連絡があったときは、当該派遣承認の内容を変更することができる。

(派遣の回数等)

第9条 防災アドバイザーの派遣による防災訓練等の実施は、1団体当たり同一年度において1回を限度とする。

2 次条第2号に規定する防災訓練等の実施に係る事前協議は、原則として、1回につき3時間までとし、3回を限度とする。

(防災アドバイザーの業務)

第10条 防災アドバイザーは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 防災訓練等の企画及び立案
- (2) 防災訓練等の実施に係る事前協議
- (3) 防災訓練等の実施に必要な資料及び備品等の準備
- (4) 防災訓練等の運営サポート

(費用負担)

第11条 防災アドバイザーの派遣に要する費用（以下「派遣費用」という。）は、区が予算の範囲内で負担するものとする。

2 区長は、次条第1項第2号又は第3号の規定により派遣承認を取り消した場合において、既に派遣費用を負担しているときは、派遣決定者に対し、当該派遣費用相当額を請求することができる。

(承認の取消し)

第12条 区長は、派遣決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、派遣承認を取り消すことができる。

(1) 第7条の規定による届出があったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により派遣承認を受けたとき。

(3) 派遣承認の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により派遣承認を取り消したときは、文京区防災アドバイザー派遣承認取消通知書（別記様式第8号）により派遣決定者に通知するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。